

令和4年11月24日

七尾市版中学校部活動の地域移行 「新たな学校部活動と地域部活動の取組」

七尾市教育委員会

1 部活動の位置づけと意義

部活動は、「教育課程外」の活動と位置づけられ、法令上、学校が設置、運営する義務とはされていません、しかし、生徒の多様な学びの場として教育的意義が大きいことから学校の教育活動の一環として計画、実施されています。

中学校学習指導要領（平成29年3月告示）

第1章 総則 第5

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程買いの活動との連携

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

2 本市の部活動の現状

(1) 市内中学校の部活動一覧 **資料4**

① 全員加入制 ※令和5年度より希望加入

② 活動日：平日3日、土日の1日

大会参加や大会前等で、やむを得ず休養日を土曜日、日曜日ともに設定できない場合は、学校長の承認を得て、翌週の平日に代替の休養日を設けている。

③ 活動時間は、平日は長くとも2時間程度、学校の休業日は長くとも3時間程度。

④ 指導者 ・部活動指導員 5人
・外部コーチ 30人

3 本市の部活動における課題

(1) 生徒の少子化 **資料5**

・部員数が減り、学校単位での活動が困難

(2) 生徒・保護者のニーズ

・生徒のニーズにあった部活動（種目、指導内容）がない場合がある

(3) 教職員の多忙化

・休日出勤、専門外の指導